OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	移民の統合と排除 : グローバリゼーションと多文化主義後退のなかで
Author(s)	宮島, 喬
Citation	未来共生学. 2018, 5, p. 54-67
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/68207
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

論文

移民の統合と排除
グローバリゼーションと多文化主義後退のなかで

宮島 喬
お茶の水女子大学名誉教授

目次

1. 不均等な移動と定住
2. 統合と多文化アプローチ
3. 多文化アプローチの幾つかのパターン
4. 統合のイデオロギー――多文化主義批判との後退と統合のアプローチ
5. 統合政策と葛藤――移民マイノリティの経験から
6.「福祉依存」移民という批判
7. 国民／移民の二分法と排外
結びに代えて――統合、そして共生へ進めるか

キーワード

移民の統合（政策）
多文化主義
福祉依存
国民優先の名による排除

1. 不均等な移動と定住

グローバリゼーションがさらに進行するなか、「人の地球化」はより可視的に実現するかもしれない。外国生まれ人口（foreign-born population：FB人口と略）の総人口比を、主要国で見てみると、「旧世界」だったはずのヨーロッパで、ドイツ（13.2%）、イギリス（13. 3%）、イタリア（9.6%）、フランス（12.4%）、スペイン（13. 2%）、スイス（28. 8%）などで高率に達する。「新世界」の抜きんでた移民国と表象されてきたアメリカ合衆国のそれが13. 2%と知ると、人々はこの分布に驚く。FB人口は、OECD主要15ヶ国計で約1億600万人に達し（OECD 2016）、10年前の同じ国々の総計の25%増となっている（日本と韓国はFB人口を公表していないので、含まれず）。その増加ぶりには眼をみはるものがある。このFB人口を（狭義の）移民とみなすことには国際的にも了解があるようである[1]。

ただし人の国際移動が不均等、不均質に起こっているのはまちがいなく、移動するのは、先進国からは比較的高所得または高学歴層であり、経営者・管理職・専門職層が主であり、途上国からは学生（留学生）、そして一部専門職の移動があるが、他方の極には、圧倒的に多い労働者、都市不安定就労者、中レベル学歴の女性などがある。

先進国発の移動者が移動先でパーマネントな居住者になることはあるが、しかし限られている。それに対し、途上国発の場合、留学生にせよ、労働者やさまざまな女性移動者にせよ、移民すなわちパーマネントな居住を予定ないし希望する者が大半をなしている。日本でも、滞日外国人のうち、「特別永住者」資格の韓国・朝鮮人等を除く約213万人の、ほぼ5割が「永住者」ないしそれに近い滞在資格の下にある（2017年6月現在）。

上では「途上国」と言ったが、概括的な表現として使った。日本にとっての中国、アメリカにとってのメキシコ、イギリスにとってのインドなど、外国人入国者数の第一位を占める国は、単に「途上国」といえるか。「中進国」、なかには準先進国との捉え方もあることに注意したい。

他方、これら入国・滞在者の強い定住への欲求に対して、ある制度下で受け入れた外国人には滞在の更新不可とする国、選別的にこれを認める国、経済的＋人道的理由から定住に許容的である国、などがある。いずれにせよ、何らかのかたちで中長期滞在、定住を認めていくなら、移民の統合のプロセスが続くことになる。

その統合は、行為者としての移民自身の努力、国の政策、地域コミュニティでの福祉・医療・教育のサービスなどと相まって進むのであり、市場原理による統合はしばしば一時的、選別的にとどまる。また「統合」の名による政策やポリシーが、排除の過程をなすこともあり、近年西欧諸国で強まっている「統合契約」、「統合コース」政策には、そうした批判もある。そのような観点もまじえ、

以下では欧米諸社会および日本に共通する、移民の統合をめぐる諸問題と議論に検討をくわえたい。

2. 統合と多文化アプローチ

「統合」(integration)というタームに共通理解があるわけではないが、「同化」(assimilation)とは区別して用いるならば、社会・経済的な平等(雇用、所得、社会保障など)、固有文化の尊重の教育の提供、社会政治参加を可能にする、シティズンシップの保障などを含む社会的包摂の政策である。この点、古典的なJ. レックスの多文化的(統合)社会の観念あるいはイメージは依然として示唆に富む。それは1)公的な生活領域、すなわち市場的な場と市民権公使の場において無差別の平等が実現され、2)私的な、コミュナルな場(家族・宗教・道徳生活、一部の言語・文化生活)では多文化の許容が行なわれ、3)それに対し、教育は――国によってかなり異なるが――個人主義への訓練、共同価値の獲得とならんで道徳的価値や継承文化の伝達も含んで、両領域にまたがる性格をもっている(Rex 1996: 18-25)。移民の統合とは、と問うとき、以上のことを踏まえなければならず、特に、ナイーヴな同化主義を避けようと思えば、多文化的アプローチを容れなければならない。

多文化的アプローチは、「差異」を認めることを含意するが、「文化的差異は、実際には社会的ヒエラルヒー、不平等、排除から切り離せないものである」(ヴィヴィオルカ 2009: 101)以上、文化的差異があってもそれがないかのように無視することは、現実にある不平等、剝奪、排除に目をふさぐ結果になりかねない。たとえば、金曜日にはモスクでの礼拝に集い、生活の中でウルドゥー語を使う頻度の高い移民たちがいて、そうした人々がしばしば不熟練労働に就き、あるいは失業状態にあり、貧困のなかにあることは経験的に知られている。文化資本の不適合による排除、また偏見、民族差別などがその剝奪状態を生んでいるならば、その関係を明らかにすることは重要である。

多文化主義あるいは多文化アプローチ、これらの言葉を互換的に用いるが、一個の社会において成員たちを共存させ、協働させていくとき、複数の文化をどのように許容し、扱い、位置づけ、意味付けていくか。そこには幾つかのタイプが区別されるように思われる。

3. 多文化アプローチの幾つかのパターン

一つは、諸文化を特定的に扱い、それぞれに固有の位置、権利を認めていくようなタイプで、たとえば二言語あるいは複数言語を公用語としているようなケースは分かりやすい例である。移民との関連でいうと、学校における母語の教育が、言語の種類を定めて継続的に行なわれ、ムスリム移民が礼拝の場と時間を保障されるような例がある。たとえばイギリスのイングランド中部、北部の都市では、移民住民の(学校理事会などを通じての)要求に応じて、ウルドゥー語、ヒンディー語、グジャラート語、ベンガル語の母語教育が継続的に行なわれている例がある。

他方、特定文化への固定された支持、支援のかたちはとらず、より柔軟に機能する多文化主義もあろう。機能的多文化主義と仮に呼んでおこう。その特徴は、規則の柔軟性にあろう。たとえばアメリカでは、二言語教育法が連邦レベルで成立しているが、各州からの要求に応じて補助金を与えるもので、英語‐スペイン語のそれを支援することは多いが、英語‐ベトナム語、英語‐韓国語などの場合もある。それは州の教育現場の判断と決定による。

また、「宗教の自由または平等」を明示的にうたい、移民たちの要望や交渉によりそれぞれの場、機会に即して、*ad hoc*に宗教に関連した実践行動を認めていく多文化主義もありうる。しばしば移民第二世代にとっては、多文化のイメージはそうしたものだろう。

第三に、多文化主義の名が充てられることはあまりないが、一社会のなかで職業へのアクセスが比較的外国人や移民出身者にも開かれているケースである。たとえば教員、公務員、医師弁護士、看護師、ソーシャルワーカーなどに移民出身者が就いて、後発移民への多文化的支援が行われうる可能性がある。これらの人々を多文化エイジェントと呼ぼう。教育、医療、福祉行政サービス、法支援などが彼らによって媒介されることで、よりスムーズに統合が進む。イギリスやフランスではこうした移民への多文化支援態勢がみられるが、日本では外国人の教員・公務員任用に制限があり、医師、看護師等の国家資格試験が厳

格で、多文化エイジェントが機能する条件が十分ではない。

4. 統合のイデオロギー——多文化主義の後退と統合のアプローチ

欧米諸国では、1980年代，90年代にはまだ移民マイノリティの言語、文化、生活様式、欲求充足様式の独自性を尊重する多文化（主義）アプローチがとられるケースが多かった。オランダ、スウェーデン、イギリス、そしてアメリカもそうだったし、フランス、ドイツでも一部そうした傾向がみられた。だが、80年代後半から90年代に方向転換が起こる。

その場合、現実の統合政策では、ある国々では文化的差異をなくすこと、多文化の承認や支援をやめることが問題の解決であるかのように解釈され、方向転換が行なわれた。オランダのケースが代表的だが、移民とその子どもたちの失業率、学校ドロップアウト率の高さはホスト国言語を十分マスターしていないためとして、母語支援よりも、ホスト国言語（この場合オランダ語）の習得を義務化する傾向を強めた。こうしてオランダは、掲げてきた移民の統合政策への多文化的アプローチを90年代になげうつ（NSCGP 1990: 36）。

しかし、ここで考えなければならないのは、次の二つの命題のどちらにより有意味性、真実性を認めるか、である。

Ⅰ 母語の教育や習得に力、時間を費やすことが、ホスト国言語の習得を遅らせ、不十分にし、社会参加や職業参加を困難にする。

Ⅱ 母語を忘失、またはその積極的使用が不可となり、親子関係の維持が困難となり、家族生活のなかに葛藤をもたらし、かつ当人がダブルリミテッドになる恐れもある。

この内のⅠは、実は真実性にとぼしい。移民第二世代の子どもはオランダ語を聞き、反応し、学校では多くの授業をオランダ語で受けるわけで、週5時間の母語授業のためにオランダ語の習得が妨げられると考えるのは一面的である。むしろ、Ⅱの懸念の方が無視できず、この数時間の母語授業は移民の家族のインテグリティの保持を助けてくれ、母語能力が初歩的な話し言葉の使用に還元されてしまうのをくいとめてくれる。A.ポルテスらのいう「不協和な文化変容」のⅠとⅡ（Portes 2001）、つまり、子どもの言語的・アイデンティティ的乖離と親の権威の低下などへの抑止の効果があろう。移民の社会生活適応において家族の演じる役割の重要性は、これまでコールマン、ゼルルー、ポルテスら多くの研究が指摘してきた。

5. 統合政策と葛藤——移民マイノリティの経験から

一言語主義あるいは一文化主義は、統合政策としてどんな意味をもつか。アメリカは一般に「英語の国」とみなされるが、公用語が英語と定められてはいず、多言語（二言語）で教育および行政サービス等を受けられる多文化政策（MCP）を当然と考える人々もいる。1980年代、90年代には州で行政の使用する言語にある範囲のバラエティがあったが、2000年代には、21州が州の公用語またはそれに近いものに英語を採用するようになって、法、条例、行政規則などがイングリッシュ・オンリーでつくられる所も増え（Hero & Preuhs 2006）、教育と福祉に影響を及ぼすようになった。ラティーノの移民第一世代では英語を使うのがむずかしい者が多数で、医療・福祉などのサービスを受けるのに困難を感じる人々を生んでいる[2]。第二世代では英語化していても、授業についていくのが必ずしも容易ではない反面、スペイン語は不十分で親との関係がむずかしくなっているケースも多い。

多文化主義にオフィシャルに批判を向けてきたフランスでは、たとえばムスリム系の移民にかれらの宗教と関わる生活スタイルに根差す要求があるとき、対立点が多くなる。食をめぐる要求（学校、職場の給食の代替メニュー、ハラールミートの精肉の認可など）による当局との交渉はよく知られていて、すべての職場、地域でそれらが実現可能となっていないことによる葛藤がある。

固有の家族形態からの要求もある。4人以上の子どもをもつ世帯が少なくないが、しばらく前にフランスで行われた調査では、これら移民多子世帯の貧困率は、30％を超えるなど（フランスの平均は約8％）、きわめて高くなっている（CERC 2004）。このため出産手当、家族手当、同補足手当、住宅手当、新学期手当などが、そうした世帯状況に適合しているかどうかが問われている。多子家族を西欧基準から、不適応の問題家族とみる見方があるが、これは文化の問題でもある。4、5人の子どもを伴うことは、ムスリム家族にとっては自然、当

然と考えられる生き方だからである。

移民たちが具体的にぶつかっている問題をあげると、子どもの数が4～5人と多い移民世帯は、公営住宅（社会住宅）に入居申込をする際、4室かそれ以上のアパルトマンを求めるが、世帯所得の額によって入居可能なスペースが限られるのが一般的で、3室、場合によってはそれ以下のアパルトマンが割り当てられ、それで我慢しなければならないことが起こる。狭い空間に家族が詰め込まれ、子どもが勉強机ももてず、人権問題ではないかといわれるケースもある。所得条件を唯一とせず、家族の型を考慮するポジティヴアクションが必要ではないだろうか。

しかも、新自由主義的な福祉財政運営も強まっている今日、住宅入居の基準となる所得に、諸手当抜きの純所得が適用される傾向があり、適当な住宅の確保にはいっそう厳しさが増している[3]。因みに、低所得、多子の世帯には諸種の手当が支給され、所得再分配が行われるフランスでは、子ども3人以上の二人親世帯では、当初年収13,460ユーロが、再分配後には16,800ユーロと、25％増加している計算例がある（井上 2012: 166）。それだけに、この世帯が再分配前の当初純年収の水準で社会住宅の割り当てを受けるとすれば、非常に厳しい結果となる。

6.「福祉依存」移民という批判

「移民と福祉」というテーマについては、通念によるバイアスのかかった議論がある。不就業率の高さ（妻の不就労）、多子などを理由にあげ、移民を「福祉依存者」（living on social security）とみなすなど、陰に陽にスティグマ化が行われがちである。「福祉ショービニズム」（福祉排外主義）ともいうべき言説が、よく聞かれる。日本でも移民・外国人が生活保護受給者になっていること、その受給率が高いことが、そのような意味文脈で語られる。

だが、そうした一般常識にしばしば反して、フランスやオランダの例をみても、マグレブ系やトルコ人の労働者は、高失業に見舞われる前世紀の末までは、きわめて勤勉に働き、きつい労働によく耐え、社会保険会計を黒字化し、その受給者になることはほとんどなかった。オランダでは2001年現在、15～35歳の移民第二世代では、社会保障依存とされる者は7％で、非移民のオランダ人の5％とほとんど変わらない数字を示していた（Entzinger 2006: 193）。

オランダの移民研究者H・エンツインガーのいわば批判的仮説は、「多文化主義と福祉国家のパラレルな衰退」である。オランダについて、次のデータが示されている（Ibid.192）。

表1　GDPに占める社会保障支出のパーセンテージ（オランダ 1983―2003）

	1983年	2003年	1984―2003 GDP比の増減	1983年を100とする指数
社会保障支出総額	19.9	12.3	-7.6	62
公的老齢年金	6.1	5.3	-0.8	87
家族手当	1.8	0.7	-1.1	39
疾病手当	1.4	0＊	-1.4	―
障害手当	3.7	2.5	-1.2	68
失業給付	2.9	1.6	-1.7	41義務化
公的扶助（生活保護）	2.6	1.3	-0.9	62

＊民営化により公的支出としては廃止

上の福祉の“縮小”を規定しているものの一つに移民政策の変化がある。一つには、教育における広範囲の母語教育など多文化性の保障[4]に代えての、オランダ語の教育中心へ、「統合コース」[5]を設けてのニューカマー移民の受講の義務化がある。他は、失業、不就労を減らすための移民たちの労働市場参加の励行である。これを筆者は「職に就くこと第一主義」と呼んだが（宮島 2016: 259以下）、この流れは強いものがあった。

そして、それによって、オランダ社会がより文化的に均質な社会になっていくという宣伝もなされ、福祉予算の相対的縮小も行ないやすくなった。

なお、移民の「福祉依存」が取り沙汰される割には、移民たちは社会保険等の複雑な給付制度をよく知らず、権利があっても申請することが少なく、結果的に不利益を受けているケースがよくある。申請主義がとられるため、権利の行使が阻まれている例は多い。日本の場合、たとえば介護保険には外国人も加入が義務付けられ、保険料を徴収されながら、同保険の仕組、利用法がよくわからず、韓国人高齢者等では要介護の者があっても利用率が低いといわれる。「福

祉依存」のまさに逆である。また、中高年の国民健康保険加入者が年に一度無料で受診可能な健診は、自治体から案内があっても、読めず、理解できず、その機会を逸している外国人がかなりいる。多文化的アプローチが丁寧になされていれば、かなり改善されることである。

くわえて、すでにみたように、新自由主義的な財政運営も強まっている今日、諸手当の併給を制限したり、“ワークフェア”イデオロギーにもとづき、給付を行う条件として就労（への努力）を義務付けたりするから、多子の移民世帯などは申請に困難を感じているといわれる。フランスでは2009年の法改正で、公的扶助の最低所得保障制度（活動的連帯所得手当）の外国人世帯の申請資格を、それまでの3年以上のフランス滞在から5年以上の滞在へと延長している。より新自由主義的とされるサルコジ政権の下での決定であった。

7. 国民／移民の二分法と排外

移民の社会的統合に正面から「否」を言い、むしろ排除を主張する議論、運動もあることを最後にみておかねばならない。

グローバリゼーションの負の帰結といおうか、失業、不安定雇用にさらされた労働者や、大資本の攻勢にさらされて危機にある自営業者、学歴・熟練・経験を欠き正規の職に就けない若者など、雇用弱者、経済弱者が層として生まれている。それらの層をターゲットに、独特の働きかけをし、「反移民」の感情を煽り、移民の統合ではなく、排除を主張する流れが生まれる。ナショナルポピュリスト勢力がそれで（フランスの「国民戦線」やオランダの「自由党」、オーストリアの自由党など）、「移民が職を奪っている」という言説に加え、昨今ではテロ・治安不全と結びつけて宣伝をし、移民　対　国民という対立的線引きを導入する。

こうした単純な二分法や排斥的な主張に同意しない市民がむしろマジョリティなのであるが、それでも選挙時には10－20％の得票率を示し、小地方都市などで市政を握るケースも散見される。なお、この移民排斥の論理と新自由主義的、さらにはリバタリアン的思考が交点をもつ場合もあり、オランダでピム・フォルタイン（2002年死去）などにその傾向が強く見られ、移民、特にイスラーム移民を対象にその伝統性、前近代性を批判し、オランダにふさわしくないと決めつける議論を展開した。

そして、多文化主義を批判する点では共通している。フランスでは国民戦線（FN）は、文化的差異を認めるが、移民に対しては終始ネガティヴな差異の貼り付けを行ない、特にマグレブ、アフリカ系等の移民に対しては「同化不可能」（inassimilabilité）というカテゴリーを適用する。もはや同化を求める対象ではなく、排除すべき対象なのである。社会学者P. A. タギエフは、差異を本質化し、それを理由に共存不可能として排除する議論を差異主義的なレイシズムと規定したが（Taguieff 1987: 333）、上記の諸議論はこれに該当する。

こうした移民・外国人の排除、「フランス人（ドイツ人、オランダ人）ファースト」の主張を、こわもての「移民排斥」ではなく、よりやわらげられた表現、「国民優先」あるいは「国民選好」（préférence nationale）という言葉で好んで表現するのである。その論理は、雇用、住宅、社会給付などにつき、内外人平等ではなく、「国民ファースト」を訴えていて、権利差を設けることを要求する。これにポジティブに反応をし、FNを支持しているのは、学歴の低い、熟練度の低い労働者で、若者に多い、と調査による分析は指摘する。グローバリゼーション下で外国資本の攻勢などを恐れ、また難民受入れなどに国費が使われるのを非難する自営業者なども、この言葉に賛同する。

「国民優先」の言説にはもう一つの隠された射程がある。それは、今やフランスでもオランダでも移民および第二世代の多くが「国民」であること、すなわちホスト国の国籍の付与または取得の状態にあり、フランスの例では、移民とその子ども約770万人のうち約60％がフランス人である[6]。では、この国籍取得を通じ、移民たちは排除をまぬがれるマジョリティの側に移行していくのか。だが、ナショナルポピュリストは、ほぼ共通に出生地主義国籍法や婚姻による届出帰化に反対で、廃止を主張している。とすれば、その実質的に意味するところは、たとえ国籍の付与または取得によって現在フランス人となっていても、ある者たちは「書類上だけのフランス人」として排除されるべき、ということとなる。一見国籍による優先処遇とみえるものが、特定のエスニシティ、宗教による差別を含意している。E. バリバールらは、「国民選好」を体のいい言葉に名を借りたレイシズムにほかならないと批判してきた（バリバール 2005: 15）。

結びに代えて――統合、そして共生へ進めるか

国際人権規約、人種差別撤廃条約、ヨーロッパ人権条約、ＥＵ法、各国国内法による国籍・民族差別の禁止、等々にもかかわらず、移民の社会的統合の要石をなす平等、非差別は実現されているにはほど遠い。本稿では、直接差別であるがゆえに触れることをしなかったが、ある水準の学歴職業資格をもちながら、（履歴書上の）姓・名・住所だけではねられ、就職面接にもたどり着けない多くの移民第二世代の若者の排除は、大きな問題である。

多文化（主義）アプローチの後退は、移民の統合政策に関連づけていえば、文化的同化を強めることにつながり、移民たちの生活形態に変化を強い、アイデンティティに枠をはめる結果となる。日本での例だが、公立学校にわが子を通わせていて、「学校でせめて週2時間ポルトガル語の授業をしてほしい、もし駄目なら、子どもはブラジル人学校に転校させたい」（愛知県、一保護者）と願う親がいる。その親にとり、差異の承認、文化的アイデンティティ保持は他に変えがたい要求である。彼らが生きていく上で満たされたいと思うニーズ、それに統合政策は応えるものでなければならない以上、多文化アプローチは切り捨てられないはずである。

「福祉依存移民」、そのようにみるスティグマ化の眼差しも、移民の統合政策に水を差してきた。だが、移民・外国人に社会権（社会保障、公的扶助などへの権利）を保障すると、多大の福祉コストを要し、制度を危機にさらすといったことは証明されていない。外国人の滞在許可は就労を前提とするという観念は、欧米でもある時期までは一般的だった。だが、定住移民の時代である今日、失業しても滞在は保障され、雇用保険の給付で生きるのは通常の生き方となった。また、母国から家族を呼び寄せ、新たに子どもが誕生するなど、就労と切り離された移民・外国人の存在が常態化する。エスピン＝アンデルセンのいう「脱商品化」である。試みにフランスの2014年の新規入国者（一時滞在者を除く）を入国ビザで分類してみると、家族移民40％、人道的移民5％、就労12％となっている（OECD 2016: 259）。「福祉依存」という批判の前提が成り立ちにくくなっている。就労し、稼得することのない個人を多数含む移民を、今日のホスト社会は受け容れているのである。

最後にヨーロッパに焦点をあてて、一言しておきたい。「移民の過剰（多すぎる）」という感情が、当該国の経済状況や政治的運動・宣伝と相まってつくられ、排外感情が高まるケースは少なくない。フランスの場合、2017年6月現在、失業率は9.6％、25歳以下の就業人口ではこれが21. 4％となっている（それに対しドイツ3.8％、6.7％）。ただし、その状況から自然に「反移民」感情が形成されるわけではない。雇用における「国民優先」、すなわち移民の規制や権利制限の要求をみちびいているのは、主にナショナルポピュリストである。フランスでは国民戦線（FN）がそれを政治的争点にまで押し上げようとした。

ただし、2017年前半の2大選挙（大統領選、国民議会選）でも、その支持は2割台に割合はとどまった。多くの市民は、移民と呼ばれる人々が滞在の年輪を重ね、帰るべき祖国をもはやもたず、文化的には統合されていることを知っている。また、最近のEUの一機関が実施した15ヶ国のムスリム移民個人1万人余への意識調査では、3割近くが差別を受けた経験があるとしながら、76％が、「滞在国に愛着を感じる」と答えるという結果が得られ、「彼らにとりヨーロッパは統合の地となっている」と分析者は考察している。これまでの統合政策の成果が一部現れているのかもしれない。FNが「同化不可能者」という烙印を押しても、彼らはそれに反論するだろうし、市民もそうした議論に同調するわけではない。ただ、IS（イスラミック・ステイト）の名を語るテロがひんぱんと起こってきた西欧では、1,000万人に及ぶムスリム系移民に、警戒、不信の眼差しが向けらないか、という不安が抱かれている。統合、そして共生への坦々とした道が開かれているわけではない

注

1　OECD諸国のイミグレーション統計として定評のある*SOPEMI*がこのFB人口を重視し掲出してきたことがそれを物語る。但し、同人口が指すのは移民第一世代のみであり、第二世代も「移民」概念に含めるという見地からすると、これは狭義の移民人口ということになる。

2　州の人口にたとえばラティーノの占める割合は、ニューメキシコ州の4割、カリフォルニア州の2割は例外としても、大都市を含むニューヨーク州やイリノイ州でも1割に達する。バイリンガルの支援がない所も多い。

3　パリ市内の、移民とその家族の入居が多い社会住宅において管理者側から契約を断る理由と

して最も多い（約40%）のは、「収入が足りない」というものであると報告された（荒又 2009: 121）。

4 移民やその他のマイノリティへの多文化的支援のうち重要で多くの予算が計上されたのは週5時間の母語教育保障で、80年代に政府はそのために数百人の教員を、海外からの招へいも含め、雇用している。

5 家族再結合など長期滞在を予定する移民にオランダ語及びオランダ社会の知識の習得を義務づけ、試験も課した。

6 2008年の国勢調査の結果をもとに推定している（宮島 2017: 246）。

7 ヨーロッパ基本的権利機構（FRA）により2015年10月から2016年7月にかけ実施。調査結果の紹介は、Le Monde, 22 septembre 2017より。

参照文献

Conseil de l'emploi des revenus et de la cohésion social (CERC)
2004 *Les enfants pauvres en France, Rapport No.4*. La Documentation Française.

Entzinger, H.
2006 The parallel decline of multiculturalism and welfare state in the Netherlands. In Banting,K and W.Kymlicka(eds) *Multiculturalism and the Welfare State: Recognition and Redistribution in Contemporary Democracies.* Oxford University Press.

Hero,R and R.Preuhs
2006 Multiculturalism and welfare policies in USA: A state-level comparative analysis. In Banting,K and W.Kymlicka(eds) *Multiculturalism and the Welfare State: Recognition and Redistribution in Contemporary Democracies*. Oxford University Press.

Netherlands Scientific Council for Government Policy (NSCGP)
1990 *Immigrant Policy: Summary of the 36 th Report*.

OECD
2016 *International Migration Outlook 2016.*

Portes, A. and R.G.Rumbaut
2001 *Legacies*. Univ. of California Press.

Rex, J.
1996 *Ethnic Minorities in the Modern Nation State.* Macmillan Press.

Taguieff, P. A.
1987 *La force de préjugé: essai sur le racine et ses doubles.* Gallimard.

荒又美陽
2009 「都市内部の居住問題にみる政策と移民」宮島喬編『移民の社会的統合と排除』pp.109-124、東京大学出版会。

井上たか子
2012 「フランスのひとり親家庭について」同編『フランス女性はなぜ結婚しないで子どもを産むのか』勁草書房。

ヴィヴィオルカ, M.
2009 『差異――アイデンティティと文化の政治学』宮島喬・森千香子訳、法政大学出版局。

バリバール, E.
2000 『市民権の哲学』松葉祥平訳、青土社。

宮島喬
2014 「フランスの若者の雇用状況と『活動的連帯手当』」『労働調査』530号、労働調査協議会。
2016 『現代ヨーロッパの移民問題の原点』明石書店。
2017 『フランスを問う――国民、市民、移民』人文書院。